

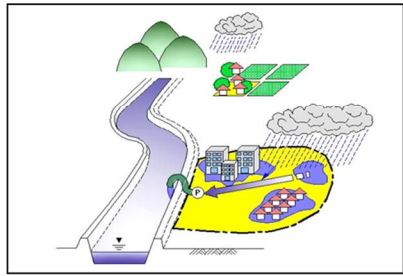
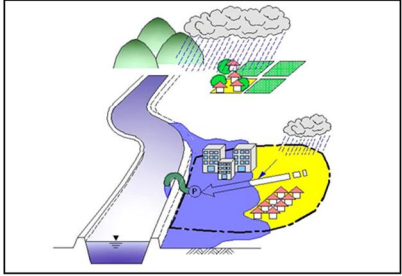
令和4年5月 日

大阪府都市整備部下水道室事業課計画 G

雨水出水浸水想定区域の指定について

1. 経過

R3年の水防法改正により、下水道により浸水対策を実施しているすべての市町村が想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域を指定することとなった。

	雨水出水浸水想定区域	洪水浸水想定区域
法令	水防法第14条の2 → 法改正により要件が拡大	水防法第14条
浸水の定義	下水道の雨水排水能力を上回る浸水又は河川水位の上昇により下水道から放流できないことによる浸水  河川氾濫等による浸水（洪水浸水）は表現してはならない。	河川の破堤や溢水により生じる浸水  下水道由来の浸水（内水浸水）は表現してはならない。
想定最大規模降雨※	いわゆる、「ゲリラ豪雨」（総降雨量は小さいがピーク雨量は大きい）	洪水氾濫が生じる降雨（総降雨量は大きい がピーク雨量は小さい）

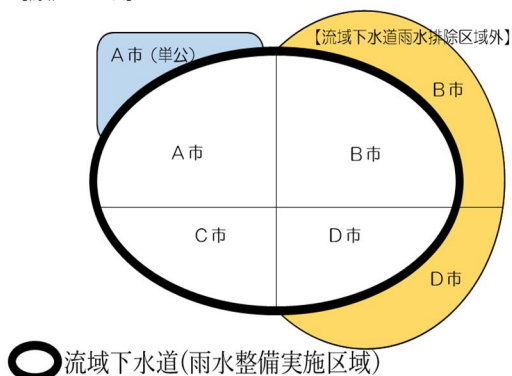
※「浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の設定手法」（H27.7国交省水管理・国土保全局）に基づき、内水浸水想定用の想定最大規模降雨を設定



2. 想定最大規模降雨における内水浸水想定区域図の作成について

1) 流域下水道に雨水排水している区域の市町

- ・府が流域下水道の雨水排水区域の浸水シミュレーションを実施し、関連市町へ内水浸水想定区域図及び浸水シミュレーションデータを提供する。
- ・関連市町にて流域下水道による雨水排水区域以外の浸水シミュレーションを実施し、R7年度末指定に向けて、府と関連市町の検討範囲を合体して1つの内水浸水想定区域図を作成し、R7年度末までに雨水出水浸水想定区域を指定する。

【概略イメージ図】



- 府の検討範囲  流域下水道の雨水排水区域のみ
 - 各市町の検討範囲  流域下水道による雨水排水区域以外の区域
- ↓
- 各市町で合体して一つの浸水想定図を作成

2) 単独で雨水排水している区域の市町

- ・各市町にて、**R7**年度末までに想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図を作成し、雨水出水浸水想定区域を指定する。

3. 雨水出水浸水想定区域の指定スケジュール

担 当	内 容	R3	R4	R5	R6	R7
流域下水道で雨水排水している区域（大阪府）	L2降雨の整理	←→				
	SIM業務委託		←→			
	管路データの提出	←				
	10分雨量データ (市町村指定の既往最大降雨)	↔				
市単独で雨水排水している区域（関連市町）	SIM業務委託 (流域下水以外の区域)		←·····→			
	浸水想定区域図の作成 (流域と単公等の合体作業)				←→	
	指定（HPに掲載等）					↔

※SIM：浸水シミュレーション

4. 河川データの提供について

浸水シミュレーションの実施にあたり、河川水位データ等が必要となるため、ご提供
お願いいたします。なお、詳細については、別途依頼いたします。

以上